

あとがき

小選挙区制が導入されたのは1994年の「政治改革」でしたが、私は、その前から「政治改革」を政治改悪として批判してきました（例えば、上脇博之「これでいいのか小選挙区制と政党助成」『法学セミナー』46号・1993年11月号）し、その後も批判してきました（例えば、上脇博之「これはほんとうに『民意』なのか—小選挙区制がもたらした自民圧勝」『世界』745号・2005年11月号）。

しかし、私が執筆したものは、雑誌『世界』を除き、法律学の専門書・専門雑誌でした。そこで、2011年には、一般の方々にも読んでいただけるよう単著『議員定数を削減していいの？ ゼロからわかる選挙のしくみ』（日本機関紙出版センター）を出版し、共著（坂本修・小沢隆一・上脇博之）『国会議員定数削減と私たちの選択』（新日本出版社）でも執筆しました。

前者では、衆参の選挙制度だけではなく、地方議会の選挙制度についても取り上げ、衆議院における小選挙区選挙、参議院における選挙区選挙、1人区・2人区の多い都道府県議会等の選挙が民意を歪曲する非民主的な選挙制度であることを指摘し、議員定数削減を批判しました（小選挙区選挙に絞って問題点を指摘し批判したのものとして、上脇博之「比例定数削減問題と“真の政治改革”—小選挙区を廃止し比例代表制に！」『治安維持法と現代』23号・2012年春季号）、同「国会と選挙制度の抜本改革の行方」『法と民主主義』475号・2013年1月号も参照）。

その後、2013年には再び一般の方々向けの単著『なぜ4割の得票で8割の議席なのか』（日本機関紙出版センター）と単著『安倍改憲と「政治改革」』（同）を出版しました。

前者は、2011年の前記単著の内容から地方議会の選挙制度の部分（参照、上脇博之『どう思う？ 地方議員削減』日本機関紙出版センター・2014年）を除き、衆参の選挙制度についての部分を残し、若干の加筆・修正をおこない、2012年12月の衆議院総選挙の結果の分析を書き加え、緊急出版するものでした。同書では、民意を歪曲したオセロゲームのような選挙はもう止めるべきだと訴えました。後者では、さらに、当時の安倍改憲論との相互関連も指摘し、小選挙区制の廃止を訴えました。

マスメディアは、すでに2012年総選挙における小選挙区制の弊害・欠陥を指摘する報道をしまし、保守政党の中からも同様の指摘をする声が上がりましたので、小選挙区選挙の廃止を含めた選挙制度の抜本の見直しが期待できる、過去にない状況でした。

しかし、抜本的改革はおこなわれませんでした。それでも、私は専門雑誌等で同旨の主張を訴え続けました（上脇博之「2014年12月衆議院解散・総選挙と小選挙区選挙問題」『月刊憲法運動』438号・2015年2月号、同「小選挙区選挙・政党助成と対米従属・財界政治」『法と民主主義』500+501号・2015年7・8・9月合併号、同「小選挙区比例代表並立制の導入」長谷部恭男編『論究憲法』有斐閣・2016年春号・17号を参照）。

昨2017年10月22日の衆議院総選挙でも小選挙区選挙の重大欠陥が「効果」を発揮してしまい、暴走してきた安倍政権を継続させました。その選挙から20日後、あけび書房の久保則之代表から、本書の出版のお誘いをいただきました。このような機会を与えていただいたこ

とに対し厚く感謝申し上げます。ありがとうございました。

本書は、衆参の選挙制度が憲法の要請に基づき、政治的に中立・公正な選挙制度に改革され、真の議会制民主主義を実現するための理論と運動の一助になることを切に願って緊急出版するものです。

「市民と立憲野党の共闘」においても私見の立場・提案が採用されることを期待しています。

2018年1月14日 上脇 博之